

廃棄物の野焼きは法律で禁止されています！

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、一部の例外を除き、廃棄物の野焼き（屋外焼却）は禁止されています。

これに違反しますと、『5年以下の懲役、もしくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金、またはこれらの併科』に処せられます。

[例外]

- ・ 廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉で焼却する場合
- ・ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ・ どんど焼きなど、社会習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・ たき火、その他日常生活を営むために通常行われる焼却であって軽微なもの

※ 焼却の際に、ビニールやプラスチックが混ざらないよう注意してください。

また、上記の場合であっても、周辺的生活環境への影響が認められる時には、中止していただいたり、改善指導の対象となります。



注) 市町村の火災予防条例等に基づく消防署への届出は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって屋外焼却が合法化されるものではありません。



○廃棄物処理法 第16条の2（焼却禁止）

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1号 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2号 他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3号 公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

